

# ➤ 離職されたみなさまへ ◀

◆このパンフレットは、離職されたみなさまに特に重要なことを記載しています。詳しくは、お近くのハローワークにお問い合わせください。また、あわせて「離職票-2」の裏面もお読みください。

**※受給手続きには個人番号確認書類(マイナンバーカード等)が必要です。**

## ① 雇用保険の求職者給付とは

雇用保険の失業等給付には、失業された方が、安定した生活を送りつつ、1日も早く再就職できるよう求職活動を支援するための給付として、「求職者給付」があります。「求職者給付」には、一般被保険者に対する「基本手当」、高年齢被保険者(※1)に対する「高年齢求職者給付金」、短期雇用特例被保険者(※2)に対する「特例一時金」などがあります。

以下、最も代表的な「基本手当」(いわゆる失業手当)を中心に、その内容や手続きを説明します。

※1 65歳以上の方であって特例被保険者及び日雇労働被保険者以外の方

※2 季節的業務に期間を定めて雇用されている方、季節的に入・離職されている方

失業の状態ですぐに働ける方は  
**受給資格決定**の手続きを

病気、出産、育児などですぐには働けない方は  
**受給期間延長**申請を

②以降を参照してください

4ページの⑩を参照してください

## ② 求職者給付を受ける手続きは

雇用保険の求職者給付を受給するためには、みなさまの住所を管轄するハローワーク(8ページ参照)へ、ご自身で求職申し込み(7ページ参照)などの手続きをしてください。なお、ハローワークの開庁時間は、月曜日～金曜日(休祝日・年末年始を除く)の8時30分～17時15分です。**手続きは60分程度(繁忙期によっても異なります)かかりますので、時間に余裕をもってお越しください。**

### 受給手続きに必要なもの(原本をご持参ください。)

1. 離職票-1 → 氏名や口座番号などを記入してください。(下の記入例を参照)ただし、個人番号欄はハローワークに来所してから、窓口でご本人様が記載してください。下記3の書類を必ず持参してください。

2. 離職票-2

3. マイナンバーカード

マイナンバーカードをお持ちでない方は、次の①個人番号及び②身元(实在)確認書類をお持ちください。

- ① 個人番号確認書類(いずれか1種類)  
通知カード、個人番号の記載のある住民票  
(住民票記載事項証明書)
- ② 身元(实在)確認書類((1)のうちいずれか1種類。  
(1)の書類をお持ちでない方は、(2)のうち異なる2種類)

- (1)運転免許証、運転経歴証明書、官公署が発行した身分証明書・資格証明書(写真付き)など
- (2)公的医療保険の被保険者証、児童扶養手当証書など

- 4. 本人の印鑑(認印も可、ただしスタンプ印以外)
- 5. 写真2枚(最近の写真、正面上半身、  
寸3.0cm×3.3cm。1枚は離職票-2の下部にある写真貼付欄に貼付してください)
- 6. 本人名義の預金通帳(一部の金融機関を除く)  
ただし、金融機関指定届に金融機関による確認印があれば、通帳は必要ありません。
- 7. 船員であった方は船員保険失業保険証および船員手帳

### 記入例

求職者給付等払渡希望金融機関指定届					
		フリガナ	ロードウ	タロウ	
届出者	1	氏名	労働 太郎		
	2	住所又は居所	東京都千代田区霞ヶ関1の2の2		
払渡希望 金融機関	3	名称	フリガナ	〇×ギンコウ △◇シデン	金融機関 確認 
	4	銀行等	口座番号	1234567	
	5	ゆうちょ銀行	記号番号		
		金融機関コード	9   8   7   6	店舗コード	3   4   5

- ◆都道府県内の住所を管轄するハローワーク以外のハローワークで主として就職活動を行う特別な理由(交通の利便性が良いなどの理由は該当しません。)がある場合は窓口でご相談ください。
- ◆船員であった方が、離職後、引き続き船員での就職を希望される場合は、地方運輸局での求職申し込み手続きをお願いします。



## 注

離職票は、健康保険の切り替えや扶養申請に退職していることの証明として必要となる場合があります。ただし、離職票を一度ハローワークに提出されますと返却ができません。提出後、コピーが必要な場合は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第13条第1項の規定に基づき、保有個人情報の開示請求が必要になる場合がありますので、事前にコピーを取ってから手続きをしてください。なお、手続き後にお渡しする受給資格者証は、後日、受給手続き後に開催する説明会等でお渡しすることとなりますので、あらかじめご了承ください。

### ③ 失業の状態ですぐに働ける方とは

離職し、「就職したいという積極的な意思といつでも就職できる能力（健康状態・環境など）があり積極的に求職活動を行っているにもかかわらず、就職できない状態」にある方をいいます。

### ④ 次のような方は、原則として求職者給付の支給を受けられません

求職者給付（基本手当ほか）は、再就職をめざす方を支援する制度です。

原則として次に該当する方には支給されませんが、その状態によって支給可能になる場合もありますので、ハローワークにご相談ください。

- |   |   |
|---|---|
| ① 家事に専念する方  | ⑦ 自分の名義で事業を営んでいる方   |
| ② 昼間学生、または昼間学生と同様の状態と認められる等、学業に専念する方                    | ⑧ 会社の役員等に就任している方（就任の予定や名義だけの役員も含む）  |
| ③ 家業に従事し職業に就くことができない方                                   | ⑨ 就職・就労中の方（試用期間を含む）   |
| ④ 自営を開始、または自営準備に専念する方（求職活動中に創業の準備・検討を行う方は支給可能な場合があります。） | ⑩ パート、アルバイト中の方（※週あたりの労働時間が20時間未満の場合、就労した日、収入額の申告が必要となりますが、その他失業している日については基本手当の支給を受けることが可能な場合があります。） |
| ⑤ 次の就職が決まっている方  | ⑪ 同一事業所で就職、離職を繰り返しており、再び同一事業所に就職の予定がある方   |
| ⑥ 雇用保険の被保険者とならないような短時間就労のみを希望する方                        |   |

### ⑤ 求職者給付を受ける資格は【基本手当の受給資格】

- ◆ 原則として、離職の日以前2年間に12か月以上被保険者期間（※1）がある。
- ◆ 倒産・解雇等による離職の場合（特定受給資格者に該当）、期間の定めのある労働契約が更新されなかったことその他やむを得ない理由による離職の場合（特定理由離職者に該当）（※2）は、離職の日以前1年間に6か月以上被保険者期間がある。

※1 被保険者期間とは、雇用保険の被保険者であった期間のうち、離職日から1か月ごとに区切っていた期間に賃金支払いの基礎となった日数が11日以上ある月を1か月と計算します。

- ・ 1か月未満の期間が生じる場合は、その期間の日数が15日以上あり、かつ、その期間に賃金支払いの基礎となった日数が11日以上あるときに2分の1か月として計算します。
- ・ 被保険者期間の算定については、疾病・負傷その他一定の理由により引き続き30日以上賃金の支払いを受けることができなかった日数を加算して、離職の日以前最大4年間まで対象期間の要件を緩和できる場合があります。詳しくは、住所を管轄するハローワークにお尋ねください。

※2 特定受給資格者・特定理由離職者については3ページの⑨をご参照ください。

《複数枚の離職票をお持ちの方は、短期間の離職票であっても全て提出してください》

- ★ 高年齢被保険者であった方に支給される高年齢求職者給付金、短期雇用特例被保険者であった方に支給される特例一時金は、離職の日以前1年間に6か月以上の被保険者期間が必要となります。

### ⑥ 1日当たりの給付額【基本手当日額】

賃金水準の変動に応じて、基本手当の日額が毎年8月1日に変更(引上げ又は引下げ)されます。(以下の表は平成29年8月1日現在)

60歳未満の方、65歳以上の方 離職前賃金の5割から8割が支給されます		60歳以上65歳未満の方 離職前賃金の4.5割から8割が支給されます		基本手当の上限額	
離職前の賃金(賃金日額)	基本手当日額	離職前の賃金(賃金日額)	基本手当日額		
月15万円 (5,000円)	3,987円	月15万円 (5,000円)	3,982円	30歳未満	6,710円
月20万円 (6,666円)	4,853円	月20万円 (6,666円)	4,659円	30歳以上45歳未満	7,455円
月25万円 (8,333円)	5,488円	月25万円 (8,333円)	4,784円	45歳以上60歳未満	8,205円
月30万円 (10,000円)	5,891円	月30万円 (10,000円)	4,868円	60歳以上65歳未満	7,042円
				65歳以上	6,710円

## ⑦ 基本手当の給付日数【所定給付日数】

### ◆ 定年、契約期間満了や自己都合退職の方

被保険者であった期間 退職時の満年齢	10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
65歳未満	90日	120日	150日

### ◆ 障害者等の就職困難者

被保険者であった期間 退職時の満年齢	1年未満	1年以上
45歳未満	150日	300日
45歳以上65歳未満		360日

### ◆ 特定受給資格者・一部の特定理由離職者

被保険者であった期間 退職時の満年齢	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
30歳未満	90日	90日	120日	180日	—
30歳以上35歳未満		120日 (90日※)	180日	210日	240日
35歳以上45歳未満		150日 (90日※)		240日	270日
45歳以上60歳未満		180日	240日	270日	330日
60歳以上65歳未満		150日	180日	210日	240日

※( )内は受給資格に係る離職日が平成29年3月31日以前の場合の日数

次の方には、一時金を一括支給します。

### ◆ 高年齢被保険者（65歳以上で退職された方）

被保険者であった期間	1年未満	1年以上
高年齢求職者給付金の額	30日分	50日分

### ◆ 短期雇用特例被保険者（季節的業務に就いていた方）

特例一時金の額	40日分
（暫定措置）	

※「被保険者であった期間」には、今回離職した事業以前の雇用保険に加入していた期間を通算することができます。なお、通算には一定の条件がありますのでハローワークへお問い合わせください。

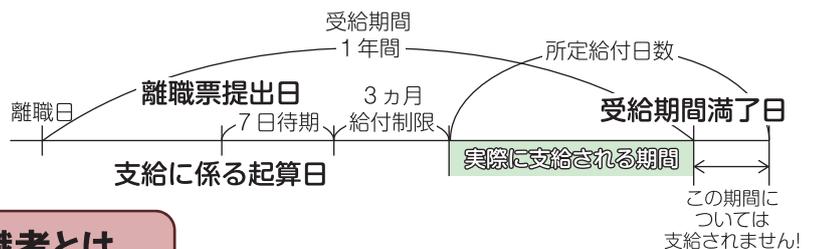
## ⑧ 支給の開始と期間【待期】【給付制限】【受給期間】

離職理由	解雇、定年、契約期間満了(※)で離職	自己都合、懲戒解雇で離職
支給の開始	離職票を提出し、求職申し込みをしてから <b>7日間の失業している日(待期)</b> が経過した後	離職票を提出し、求職申し込みをしてから <b>7日間の失業している日(待期)+3か月(給付制限)</b> が経過した後
受給期間	<b>離職の日の翌日から1年間</b> 1年の間に所定給付日数を限度として支給します。受給期間を過ぎてしまうと、 給付日数が残っていても支給されません。(早めに手続きをしてください)	

※同一の事業主に3年以上雇用され、雇止めのお知らせがなく、契約の更新又は延長を希望しない旨の申出をした方は、自己都合の離職の方と同様に給付制限があります。

※ 基本手当を受けるには、原則として4週間に1回の認定日に、失業の認定を受ける必要があります。

★高年齢被保険者であった方に支給される高年齢求職者給付金の受給期限(支給を受けることができる期限)は**離職の日の翌日から1年を経過する日**、短期雇用特例被保険者であった方に支給される特例一時金の受給期限は**離職の日の翌日から6か月を経過する日**となります。



## ⑨ 特定受給資格者、特定理由離職者とは

### ◆ 「特定受給資格者」「特定理由離職者」とは

**特定受給資格者**とは、倒産・解雇等の理由により再就職の準備をする時間的余裕なく離職を余儀なくされた方であり、**特定理由離職者**とは、特定受給資格者以外で、期間の定めのある労働契約が更新されなかったこと、その他やむを得ない理由により離職した方です。それぞれ該当者の範囲が定められています。

### ◆ 「特定受給資格者」「特定理由離職者」に該当するかどうかの判断

特定受給資格者・特定理由離職者に該当するかどうかの判断は、離職理由により、ハローワークが行います。離職理由の判定は、事業主が主張する離職理由と、離職者が主張する離職理由を把握し、それぞれの主張を確認できる資料による事実確認を行った上で、最終的にハローワークにて慎重に行います。

特定受給資格者および特定理由離職者の範囲と判断基準については、ハローワークにお問い合わせください。また、厚生労働省のホームページにパンフレットを掲載しています。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000135026.html>

※ 有期契約を反復更新している方(契約期間が計3年未満)で契約期間が短期間となるなど労働条件の低下があり、さらに本人が契約更新を希望したにもかかわらず更新条項がなかった場合等は、特定理由離職者に該当する場合があります。

## ⑩ すぐに働くことができない方は…65歳未満で退職された場合は【受給期間延長】

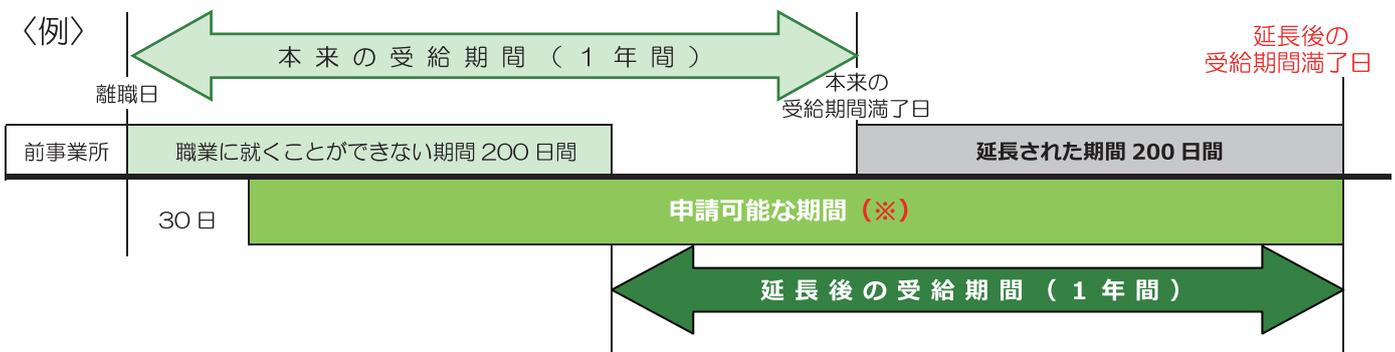
退職後1年の基本手当の受給期間内に、下記の理由で働くことができない状態が30日以上続いた場合は、受給期間を延長することができます。

また、教育訓練給付の受講を希望している方については、訓練を受けられる期間を延長することもできます。

- ① 病気やけがで働くことができない(健康保険の傷病手当、労災保険の休業補償を受給中の場合を含む)
- ② 妊娠・出産・育児(3歳未満に限る)などにより働くことができない
- ③ 親族の介護のため働くことができない
- ④ 60歳以上の定年等により離職して、しばらくの間休養する(船員であった方は年齢要件が異なります)

### 受給期間延長の申請手続き

延長理由	病気やけが、妊娠、出産、親族の介護 など	60歳以上の定年 など
申請期間	離職の日(働くことができなくなった日)の翌日から30日過ぎてから早期に申請いただくことが原則ですが、延長後の受給期間の最後の日までの間であれば申請は可能	離職の日の翌日から2か月以内
延長期間	(本来の受給期間) 1年 + (働くことができない期間) 最長3年間	(本来の受給期間) 1年 + (休養したい期間) 最長1年間
提出書類	受給期間延長申請書、離職票一2、本人の印鑑(認印も可、ただしスタンプ印以外) ----- 延長理由を証明する書類	
提出方法	本人来所、郵送、代理の方(委任状が必要)	原則として本人来所
提出先	住所を管轄するハローワーク	



※ 申請可能な期間であっても、申請が遅い場合は、受給期間延長を行っても基本手当の所定給付日数の全てを受給できない可能性がありますので、ご注意ください。

★ 高年齢被保険者であった方に支給される高年齢求職者給付金、短期特例被保険者であった方に支給される特例一時金については、受給期限(支給を受けることができる期限)の延長はできません。

## ⑪ 年金との併給調整について

65歳未満の方に支給される特別支給の老齢厚生年金・退職共済年金と雇用保険の基本手当は同時には受けられません。基本手当を受給するために求職の申込みをすると、基本手当の受給が終了するまでの期間、老齢厚生年金・退職共済年金が全額支給停止になります。

詳細は、お近くの**日本年金機構の各年金事務所**へご確認ください。

## ⑫ 国民健康保険料(税)の軽減について

特定受給資格者・特定理由離職者として基本手当を受ける方には、国民健康保険料(税)が軽減される制度があります。(高年齢受給資格者・特例受給資格者は軽減制度の対象にはなりません)

軽減を受けるためには届け出が必要となります。詳細は、**お住まいの市町村の国民健康保険担当**へご確認ください。

### ⑬ 基本手当の受給手続きの流れ

#### ご注意ください!

偽りその他不正の行為によって求職者給付を受け、または受けようとした場合は不正受給として厳しい処分が行われます。(例：就職・就労の不申告、自営・自営の準備の不申告等)

離 職

求職申込と  
受給資格の決定

受給手続きをする本人が、必要書類（1ページの「受給手続きに必要なもの」参照）をハローワークまでご持参ください。ハローワークでは、提出された書類等により受給資格の確認・決定を行います。

雇用保険説明会

受給資格者証など必要な書類をお渡しします。  
また、雇用保険の受給手続きの進め方や就職活動についてご説明します。  
※雇用保険説明会は、待期間満了後となる場合もあります。

待期間満了

受給資格の決定を受けた日から、失業の状態が通算して7日間経過するまでを「待期間」といい、この間は基本手当は支給されません。

給付制限  
3か月

自己都合、懲戒解雇で退職された方は、待期間満了の翌日からさらに3か月間基本手当は支給されません。  
これを「給付制限」といいます。

失業の認定

認定日ごと（原則として4週間に1回）に受給資格者証と失業認定申告書を提出してください。  
就労の有無、求職活動の実績などを確認して失業の認定を行います。

基本手当の支払い

失業の認定を受けた日数分の基本手当は、あなたの普通預金口座への振込みとなります。（振込みまでの期間はご指定の金融機関によって異なりますが、おおむね1週間程度かかりますのでご了承ください）

原則として4週間ごとにあなたの認定日が指定されます。

#### 職業相談をご利用ください

求人閲覧、職業相談などは、認定日以外の日も利用できます。  
積極的な求職活動で1日も早い再就職を！！

就 職

就職後の給付金として、再就職手当・就業促進定着手当・就業手当・常用就職支度手当・高年齢再就職給付金などを申請できる場合があります。  
(⑭を参照ください)

支給終了

支給終了後も、職業相談はいつでも受け付けています。  
お気軽に、ハローワークをご利用ください。

## ⑭ 早期の再就職に支給される手当

ハローワークに求職の申し込み（離職票の提出）をして、待期間を経過した後、早期に安定した職業に就いた（※）方には、**再就職手当**を支給します。就職日の前日までの失業の認定を受けた上で、受給期間内に残っている基本手当の支給日数（支給残日数）が所定給付日数の3分の1以上〔3分の2以上〕ある場合は、支給残日数の6割〔7割〕に相当する日数に基本手当日額を乗じた額（1円未満は切り捨て）を受給できます。受給には一定の要件を満たすことが必要です。

※ 雇用保険の被保険者となる場合や、事業主となって雇用保険の被保険者を雇用する場合など。

更に、再就職手当の支給を受けた人が、引き続きその再就職先に6か月以上雇用され、かつ再就職先で6か月の間に支払われた賃金が雇用保険の給付を受ける前の賃金に比べて低下している場合、**就業促進定着手当**の給付を受けることができます。

また、受給期間内に所定給付日数の3分の1以上かつ45日以上を残して再就職手当の支給対象とならない常用雇用等以外の形態（1年を超える見込みのない雇用）で就業した場合には、その就業日ごとに基本手当日額の3割（1円未満は切り捨て）の**就業手当**が支給されます。

なお、いずれの手当も、年齢により基本手当日額に上限額があります。

**離職理由による給付制限を受けた方は、待期間の満了後1か月間は、ハローワークまたは職業紹介事業者の紹介で就職された場合のみ再就職手当・就業手当が支給されます。**

上記の手当以外にも「常用就職支度手当」があります。いずれの手当も支給要件などの詳細については、ハローワークにお問い合わせください。

## 60歳以降に再就職した方には・・・

離職後に基本手当を受給している60歳以上65歳未満の方が、支給日数を100日以上残した状態で再就職（1年を超える雇用見込み）して被保険者となり、再就職後の各月の賃金が賃金日額の30日分と比べて75%未満である場合には、**高年齢再就職給付金**が支給されます（各月に支払われた賃金の15%が限度となります）。

ただし、同一の就職で再就職手当と高年齢再就職給付金の双方の支給要件を満たす場合は、どちらか一方のみの支給となります。

## 求職申込み手続きのインターネット登録（仮登録）をしてみませんか。

雇用保険受給の手続きに来られる前に、ハローワークインターネットサービスから求職情報仮登録をしていただくことで、ハローワークにおいて求職申込書を手書きする必要がなくなり、登録手続きに要する時間が短縮できます。

登録していただく情報は、入力の途中で一時保存ができるため、希望条件をじっくり検討でき、ご自身の職歴や経験をゆっくり整理しながら、ご登録いただけます。仮登録完了後、「仮登録番号」が発行されますので、1週間以内にご利用のハローワークの窓口にて「仮登録番号」をお伝えください。

### 仮登録を行う際に注意していただきたい点

- ① 1週間を経過すると、入力された仮登録情報は削除されます。
- ② 仮登録完了後、ハローワークの窓口でデータが反映されるまでに、最大90分かかります。
- ③ 仮登録を完了しても、雇用保険の受給手続きが完了したことはありません。ハローワークにお越しいただいた日が、手続き開始日となります。

ハローワークインターネットサービス／求職申込み手続きのご案内  
[https://www.hellowork.go.jp/member/app\\_entryguide.html](https://www.hellowork.go.jp/member/app_entryguide.html)



# 雇用保険に関するお問い合わせは住所を管轄するハローワークへ

## ハローワーク（公共職業安定所）所在地・管轄等一覧表

雇用保険関係業務 窓口取扱時間 月曜日～金曜日 8:30～17:15(休祝日・年末年始を除く)

ハローワーク名	管轄区域
所在地・電話番号	
<p><b>地図</b></p> <p>※雇用保険の失業等給付の手続きは、60分程度(繁忙期によっても異なります)がかかりますので、時間に余裕をもってお越しください。</p>	
<p><b>福岡中央</b></p>	<p>福岡市中央区、博多区、城南区、早良区、南区(那の川1～2丁目)、糟屋郡(宇美町、志免町、須恵町)</p>
<p>〒810-8609 中央区赤坂1-6-19 TEL092-712-8609</p>	
<p><b>福岡南</b></p>	<p>福岡市南区(那の川1～2丁目を除く)、春日市、大野城市、大宰府市、筑紫野市、筑紫郡</p>
<p>〒816-8577 春日市春日公園3-2 TEL092-513-8609</p>	
<p><b>福岡東</b></p>	<p>福岡市東区、宗像市、古賀市、福津市、糟屋郡(篠栗町、新宮町、久山町、粕屋町)</p>
<p>〒813-8609 東区千早6-1-1 TEL092-672-8609</p>	
<p><b>福岡西</b></p>	<p>福岡市西区、糸島市</p>
<p>〒819-8552 西区姪浜南3-8-10 TEL092-881-8609</p>	
<p><b>若松(出)</b></p>	<p>北九州市若松区</p>
<p>〒808-0034 若松区本町1-14-12 若松港湾合同庁舎1F TEL093-771-5055</p>	
<p><b>戸畑(分)</b></p>	<p>北九州市戸畑区</p>
<p>〒804-0067 戸畑区汐井町1-6 ウエルとばた8F TEL093-871-1331</p>	
<p><b>小倉</b></p>	<p>北九州市小倉北区、小倉南区</p>
<p>〒802-8507 小倉北区萩崎町1-11 TEL093-941-8609</p>	
<p><b>門司(出)</b></p>	<p>北九州市門司区</p>
<p>〒800-0004 門司区北川町1-18 TEL093-381-8609</p>	
<p><b>行橋</b></p>	<p>行橋市、京都市、築上郡(築上町)</p>
<p>〒824-0031 行橋市西宮市5-2-47 TEL0930-25-8609</p>	
<p><b>大牟田</b></p>	<p>大牟田市、柳川市、みやま市</p>
<p>〒836-0047 大牟田市大正町6-2-3 TEL0944-53-1551</p>	
<p><b>久留米</b></p>	<p>久留米市(城島町を除く)、小郡市、うきは市、三井郡</p>
<p>〒830-8505 久留米市諏訪野町2401 TEL0942-35-8609</p>	
<p><b>大川(出)</b></p>	<p>久留米市(城島町、大川市、三潁郡)</p>
<p>〒831-0041 大川市大字小保614-6 TEL0944-86-8609</p>	
<p><b>八女</b></p>	<p>八女市、筑後市、八女郡</p>
<p>〒834-0023 八女市馬場514-3 TEL0943-23-6188</p>	
<p><b>朝倉</b></p>	<p>朝倉市、朝倉郡</p>
<p>〒838-0061 朝倉市菩提寺480-3 TEL0946-22-8609</p>	
<p><b>飯塚</b></p>	<p>飯塚市、嘉麻市、嘉穂郡</p>
<p>〒820-8540 飯塚市芳雄町12-1 TEL0948-24-8609</p>	
<p><b>直方</b></p>	<p>直方市、宮若市、鞍手郡</p>
<p>〒822-0002 直方市大字頓野3334-5 TEL0949-22-8609</p>	
<p><b>田川</b></p>	<p>田川市、田川郡</p>
<p>〒826-8609 田川市弓削田184-1 TEL0947-44-8609</p>	

福岡労働局職業安定部職業安定課

福岡労働局HP: <http://fukuoka-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>

厚生労働省 HP に雇用保険のQ&Aを掲載しておりますので、ご覧ください。

[URLはこちら] [http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakuunitsite/bunwa\\_0000139508.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakuunitsite/bunwa_0000139508.html)

